



住宅取得支援事業

中心市街地の活性化を目的として、居住誘導区域の住宅を新たに取得し、転居された方に、住宅取得費の一部の補助を行います。

新築住宅



住宅取得額の1%（上限 **20万円**）

+ 子育て加算：住宅取得額の0.5%（上限 **10万円**）

中古住宅



住宅取得額の1%（上限 **10万円**）

+ 子育て加算：住宅取得額の0.5%（上限 **5万円**）

※子育て加算の対象：基準日に中学生以下の子がいる世帯

※基準日：住宅の取得の日、又は住宅に住所を定めた日のいずれか遅い日

●補助対象住宅

・居住誘導区域内にある一戸建て住宅（相続、贈与などにより取得したものを除く。）

・新築の場合の条件

- 1) 建築の日から1年を経過していない。
- 2) 居住の用に供されたことがない。
- 3) 既存の建物（居住の用に供する建物に限る。）の取壊しを伴わない。
- 4) 建築基準法の検査済証の交付を受けている。

・中古の場合の条件

- 1) 建築の日から1年を経過している、又は居住の用に供されたことがある。

●対象者

・以下のすべてに該当する個人の方

- 1) 平成31年4月1日以降に補助対象住宅を取得し、住所として定めている。
- 2) 居住誘導区域外（市外を含む）からの転居である。
- 3) 補助対象住宅に基準日から5年以上継続して居住する。
- 4) 基準日から6月以内に補助金の交付申請を行う。
- 5) 共有名義である場合は、持ち分が最も多い者のうち1人
- 6) 市税等の滞納がない。



●申請方法

・次に掲げる書類を提出してください。

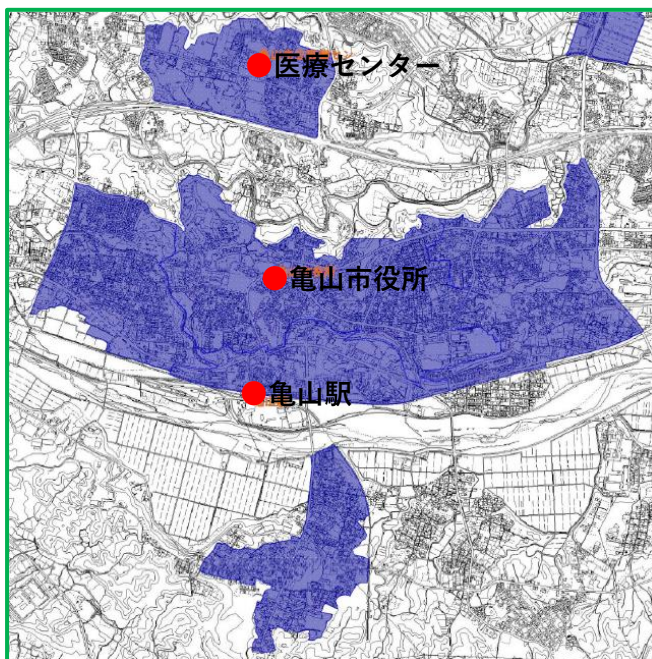
提出書類	共通	新築住宅	建売住宅	中古住宅
住宅取得支援事業補助金交付申請書	○			
誓約書	○			
住民票（補助対象住宅）の写し	○			
建物登記事項証明書の写し	○			
土地登記事項証明書の写し（土地を購入した場合）	○			
工事請負契約書と支払額が確認できる書類の写し		○		
売買契約書と支払額が確認できる書類の写し（土地を購入した場合）		○		
検査済証の写し		○	○	
売買契約書と支払額が確認できる書類の写し（土地・建物）			○	○

●居住誘導区域とは

- ・ 亀山市立地適正化計画に定める居住を誘導する区域（下の地図の青色部分）のことです。
- ※地名・地図は参考です。区域内かどうかの確認をされたい方は窓口にお越しください。

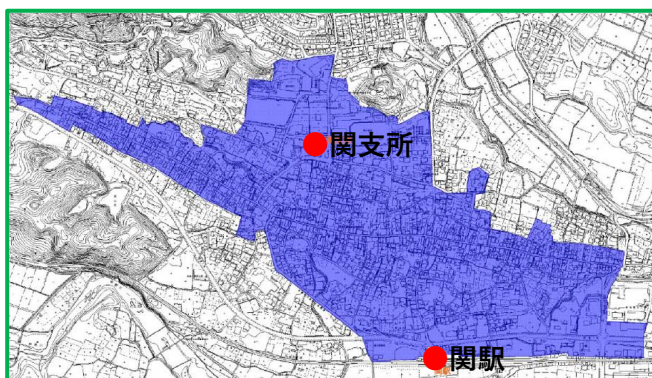
・ 亀山中央居住誘導区域

市ヶ坂町、西丸町、本丸町、
東丸町、西町、南崎町、北野町、
南野町、東町、洪倉町、高塚町、
本町二～四丁目の全部
野村一～四丁目、若山町、
中屋敷町、江ヶ室一～二丁目
東台町、北山町、北町、栄町
上野町、小下町、北鹿島町、
御幸町、東御幸町、本町一丁目
の各一部
天神一～四丁目、和賀町、
阿野田町の各一部
亀田町、羽若町の各一部



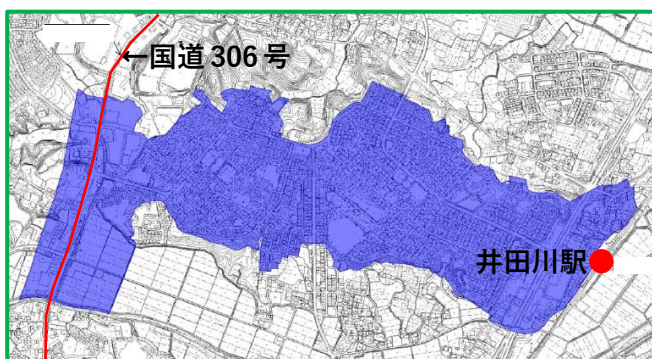
・ 関居住誘導区域

関町木崎、関町中町、関町新所、
関町泉ヶ丘の各一部



・ 井田川居住誘導区域

みどり町、みずほ台、井田川町
川合町、田村町、長明寺町、み
ずきが丘の各一部



お問い合わせ先：亀山市役所 建設部 建築住宅課 住まい推進グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

☎ 0595-84-5038 FAX 0595-82-9669

申請書式はこちら

